

前回審査会（令和3年4月30日）における指摘事項並びに都市計画決定権者及び事務局の見解
 （（仮称）名岐道路（一宮～一宮木曾川） 環境影響評価方法書）

番号	指 摘 事 項	都市計画決定権者及び事務局の見解
調査・予測等について		
1	<p>工事計画（工事期間・工事範囲等）、調査方法、調査地域、調査地点等があいまいで具体的に明示されていない。他の案件と比べて大幅に具体性に欠け、本方法書は方法やその手法の選択の判断に足りる情報が示されておらず、方法書を議論する段階にはないと見受けられる。</p> <p>このため、方法書手続の審査の可否という観点において以下を求める。</p> <p>① 事業計画が概略の段階であっても準備書のプロセスの前提となる環境影響評価項目選定の可否判断が可能なレベルでの計画が示されていること。</p> <p>② 事業計画が確定しない状況にあっても、方法の可否を判断できる程度に具体的な調査・予測・評価の方法・範囲・地点等が示されること。（鷺見委員）</p>	<p>【都市計画決定権者の見解】</p> <p>都市計画と環境影響評価手続を同時に進める場合、計画熟度を高めていく過程において双方の手続が密接に関連していることから、都市計画運用指針（国土交通省）等において、「都市計画の案を作成するための基本方針」（都市計画の概略の案）と方法書手続を同時に行うことや事業計画の公表内容は同一のものとするなどが示されています。（※別紙参照）そして、本方法書の事業計画に係る事業特性（計画諸元等）や地域特性等については、環境影響評価法、国土交通省令等に定められた方法書として記載すべき情報・内容で記載させていただいております。</p> <p>また、現時点においては、前述のとおり事業計画が概略の段階であり、対象道路の詳細構造、工事計画が未確定であることから、それらを踏まえて設定する調査地点や予測地点を図示することができませんが、本方法書では、調査・予測・評価の手法についてできる限り記載させていただいております。</p> <p>なお、具体の調査地点等については、今後、詳細を決定する対象道路の位置、構造、計画交通量等と、沿道の住居や河川等の状況を踏まえ適切に設定し、準備書に記載してまいります。</p> <p>【事務局の見解】</p> <p>方法書は、どのような項目について、どのような方法で環境影響評価を実施していくのかという計画を示したものであり、調査地点、予測地点等をできる限り記載することが望ましいと考えています。</p> <p>なお、法律（環境影響評価法）では、方法書には対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載することとされており、これらの手法が決定されていない場合には、少なくとも環境影響評価の項目は記載することとされています。</p>

番号	指 摘 事 項	都市計画決定権者の見解
2	<p>水質（水の濁り）について、調査地域・予測地域の具体的な範囲又はその候補の範囲、調査地点・予測地点の具体的な地点又はその候補の地点を示していただきたい。なお、排出予定の河川は限られることから、工事計画次第では、具体的に提示できると思われる。（鷺見委員）</p>	<p>調査地域及び予測地域の候補の範囲は、方法書 p4-1-24 に示す対象道路事業実施区域内の河川の水域等となります。</p> <p>また、現段階においては、対象道路の詳細構造や工事計画が未確定であることから、それらを踏まえて設定する調査地点や予測地点等を図示することができません。</p> <p>なお、これらの地点は、河川へ排水する予定の箇所付近に適切に設定してまいります。</p>
3	<p>方法書に、調査地点が図で示されていない。特に動物のトラップ調査や鳥類の定点調査は適切な地点において実施することが重要であるので、調査地点を具体的に示していただきたい。（橋本委員）</p>	<p>現段階においては、対象道路の詳細構造や工事計画が未確定であることから、それらを踏まえて設定する調査地点や予測地点を図示することができません。</p> <p>なお、調査を行う範囲は、対象道路事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とし適切に設定してまいります*。また、調査地点は、生息する動物を確認しやすい場所等に適切に設定してまいります。</p> <p>※行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p>
4	<p>調査地点の選定がいつ実施されるのか、具体的に教えていただきたい。（橋本委員）</p>	<p>具体的な調査地点については、前述のとおり都市計画と環境影響評価の手続は同時に進めることが定められていることから、詳細な事業計画の検討と併せて決定していく予定（令和 3～4 年度）です。</p> <p>なお、具体の調査地点等については、今後、詳細を決定する対象道路の位置、構造等と沿道の状況（河川等）を踏まえ適切に設定し、準備書に記載してまいります。</p>

番号	指 摘 事 項	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音		
5	<p>工事時の渋滞による環境影響を対象に含めなくてよいのか、見解を伺いたい。(田代委員)</p>	<p>工事時の渋滞による環境影響については、国土交通省令、環境影響評価指針に示された道路事業に係る環境影響評価の参考項目の影響要因としてあげられていないことから、環境影響評価の対象としておりません。</p> <p>なお、工事中の具体的な対策等については、事業実施段階において詳細な検討を行う予定です。工事による渋滞悪化が生じないように、類似事例における工事状況等も踏まえ、工事中の道路機能を極力確保することや迂回路の設定など検討してまいります。</p>
水質		
6	<p>方法書P8-14の工事の実施に係る水の濁りの「予測の手法」の「2. 予測地域」について、「事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。」と記載があるが、工事は陸域で行われるため、その影響が水域に及ぶという予測となるので、予測地域は「これらの工事により影響を受ける水域の範囲」ではないか。(鷲見委員)</p>	<p>「事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域」は、ご指摘のとおり「これらの工事により影響を受ける水域の範囲」となります。なお、本記載は「道路環境影響評価の技術手法」に即し記載しているところです。</p> <p>準備書の作成においては、御意見を踏まえ適切な表現を検討してまいります。</p>
鳥類		
7	<p>サギ類、カワウ、冬季はカモ類等が日光川に沿って通過すると考えられる。また、カワセミ、イソシギ、クサシギ、セキレイ類等は道路下を飛んでいると思われる。</p> <p>定点調査は日光川付近でも実施していただきたい。(橋本委員)</p>	<p>定点調査の地点は、事業実施区域及びその周辺における鳥類の生息環境の分布状況(例えば、サギ類・カモ類：河川等、ケリ：水田等)を踏まえて適切に設定してまいります。なお、ご指摘の河川付近においても、定点調査を実施する予定です。</p>
その他		
8	<p>図の上を北側に統一した図にしていきたい。(田代委員)</p>	<p>準備書の作成においては、御意見の方角統一による見やすさ向上について検討してまいります。</p>



※名岐道路の「方法書のあらしみ」リーフレットより

環境影響評価法

(都市計画に係る手続との調整)

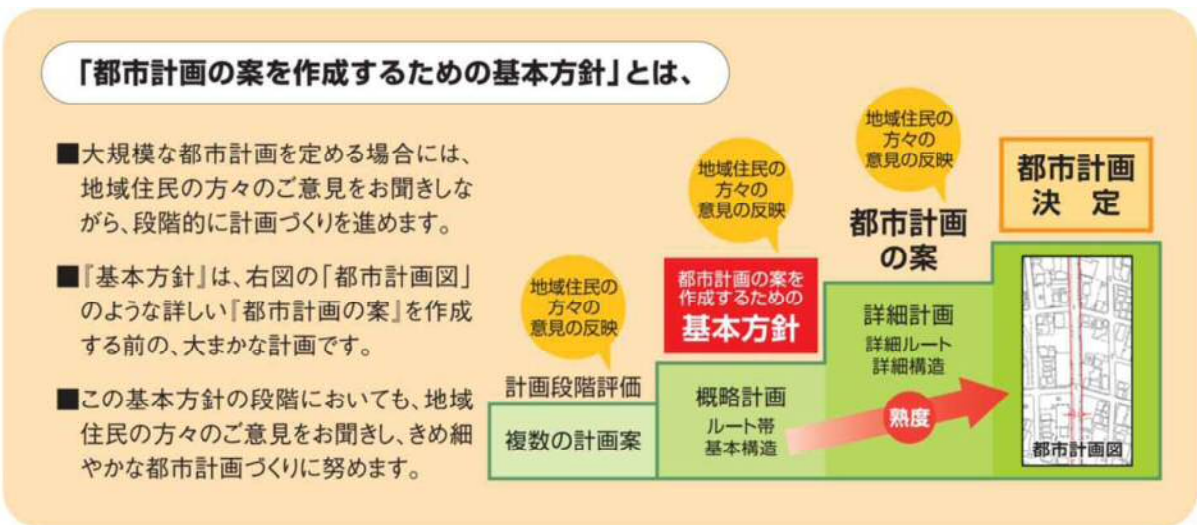
第四十一条

都市計画案と準備書の公告・縦覧は併せて行うものとする。(要約)

都市計画運用指針 (国土交通省都市局長通知)

(環境影響評価法に基づく方法書手続との調整)

都市計画の構想段階手続の対象となる都市施設等について、環境影響評価法第5条(方法書の作成)に基づく事業実施区域等の決定と、上記の都市計画の概略の案(基本方針)の決定は、一体的に行うものとする。(抜粋)



※名岐道路の「都市計画の基本方針(案)」リーフレットより